

總同盟本高のし實業甲自功事の社名同の録  
りあすことあるや故言二條と權合の七人名の權下名  
をあることし九時改定事 解散す

10/11

日本労働総同盟

関東合同労働組合規約草案

第一章 總則

第一條 本組合は関東合同労働組合ト称シ日本労働総同盟ニ加盟ス。  
 本組合ハ日本労働総同盟綱領並ニ主張ノ貫徹ヲ以テ目的トス。  
 第二條 本組合ハ東京地方ニ於テ組織化學其他雜工業ニ從事ス労働者ヲ以テ組織ス。  
 第三條 本組合ハ東京府内ニ本部ヲ置キ支部ヲ各地ニ置キ  
 但シ理事會ノ承認ヲ受ケテ置キ支部ヲ各地ニ置キ  
 本組合規約ハ本組合大會ヲ經テ非テレバ變更スル事ヲ得ズ。  
 第四條 本組合ハ本規約第三條ノ目的ヲ達セシメ左ノ各部ヲ置キ必要ナル各董事業ヲ行フ  
 一 職業紹介部 二 共済部 三 教育出版部 四 争議部 五 婦人部  
 六 政治部 七 組織宣傳部 八 調査部  
 其他組合員ノ福利増進ノ為ニ必要ナル事業

第二章

組合員ノ資格  
 本組合員ハ左ノ資格アルヲ要ス  
 一 本組合規約第三條ニ該当スル者  
 二 本組合規定ノ組合費ヲ前納セル者

第三章 入會及退會

第八條 本組合員ヲラントスル者ハ規定ノ様式從ヒ指定事項ヲ明記シ加入金及組合費ヲ月以上ヲ添保  
 證人連署ノ上申込ムハシ。但シ保證人ハ組合員ニ限ル。  
 第九條 本組合ハ前項ノ申上ニ對シ本人ノ資格ヲ調査ス上之ヲ許可シ組合員證及徽章ヲ交付ス。